

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和五年十月三日付けをもって、山形県遊佐町沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和五年十月三日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

山形県遊佐町沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(6) (5) (4) (3) (2) (1)

北緯三九度三分三四秒東經一三九度五二分二秒の地点
北緯三九度三分五一秒東經一三九度五一分三二秒の地点
北緯三九度四分三〇秒東經一三九度四分四七秒の地点
北緯三九度〇分一秒東經一三九度四分一九秒の地点
北緯三八度五九分二秒東經一三九度四分四五秒の地点
北緯三八度五九分七秒東經一三九度五分三四秒の地点

平面図

